

町田市性の多様性の尊重に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、性自認及び性的指向の多様な在り方（以下「性の多様性」という。）が尊重される社会づくりのための基本理念を定め、町田市（以下「市」という。）の責務並びに市民、事業者及び教育に携わる者の役割を明らかにし、一人ひとりが個性と能力を発揮しながら、その人らしく生きることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 性の多様性が尊重され、性自認及び性的指向を理由とする偏見及び差別がなく、誰もが安心して暮らしながら、多様な生き方を選択できる社会を目指すものとする。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）性自認 生物学的な性とは別に、自己が感じている自分の性に関する認識をいう。
- （2）性的指向 恋愛又は性愛の対象がどのような対象に向かうかを示す指向をいう。
- （3）パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、継続的かつ相互に協力することを約した戸籍（外国人にあっては、外国の官憲が発行する性別を証する書類その他これに準ずるものとして市長が認める書類）上の性別が同一である2人の者の関係のことをいう。
- （4）宣誓 パートナーシップの関係にある2人の者が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

（市の責務）

第4条 市は、第2条に規定する基本理念にのっとり、施策を総合的に作成し、実施するものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、性の多様性に対する理解を深め、社会のあらゆる分野の活動において、性の多様性を尊重し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、性の多様性に対する理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、性の多様性を尊重し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（教育に携わる者の役割）

第7条 教育に携わる者は、性の多様性に対する理解を深め、教育の場において、性の多様性に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

（権利侵害の禁止）

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場面において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- （1）性自認又は性的指向を理由とする差別的取扱い又は暴力的行為
- （2）性自認又は性的指向を、本人の意に反して公にすること。
- （3）性自認又は性的指向の公表を強要し、又は禁止すること。

（広報啓発活動）

第9条 市は、市民、事業者及び教育に携わる者の性の多様性に対する理解を深めるため、必要な広報啓発活動を行うものとする。

（パートナーシップ宣誓制度）

第10条 市は、性の多様性に起因する社会生活上の支障を軽減し、第2条に規定する基本理念を達成するための一助として、パートナーシップの宣誓に関する証明（以下「パートナーシップ宣誓証明」という。）を行う町田市パートナーシップ宣誓制度を実施するものとする。

2 市長は、宣誓があったときは、町田市規則で定めるところにより、宣誓を行った者に対し、パートナーシップ宣誓証明書を交付する。

- 3 パートナーシップ宣誓証明の申請手続その他必要な事項は、町田市規則で定める。
- 4 市、市民、事業者及び教育に携わる者は、その活動の中で、パートナーシップ宣誓証明を最大限配慮しなければならない。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。